

令和3年三重県議会定例会

教育警察常任委員会

所管事項概要説明

- 1 警察運営の重点について
 - ・ **資料1** 三重県警察の組織 1頁
 - ・ **資料2** 令和3年三重県警察運営の重点 2頁

- 2 令和3年度当初予算について
 - ・ **資料3** 令和3年度警察費当初予算 3頁

- 3 犯罪情勢について
 - ・ **資料4** 犯罪情勢（令和2年中） 6頁

- 4 犯罪対策について
 - ・ **資料5** 犯罪対策 7頁

- 5 交番・駐在所の活動について
 - ・ **資料6** 交番・駐在所の活動 9頁

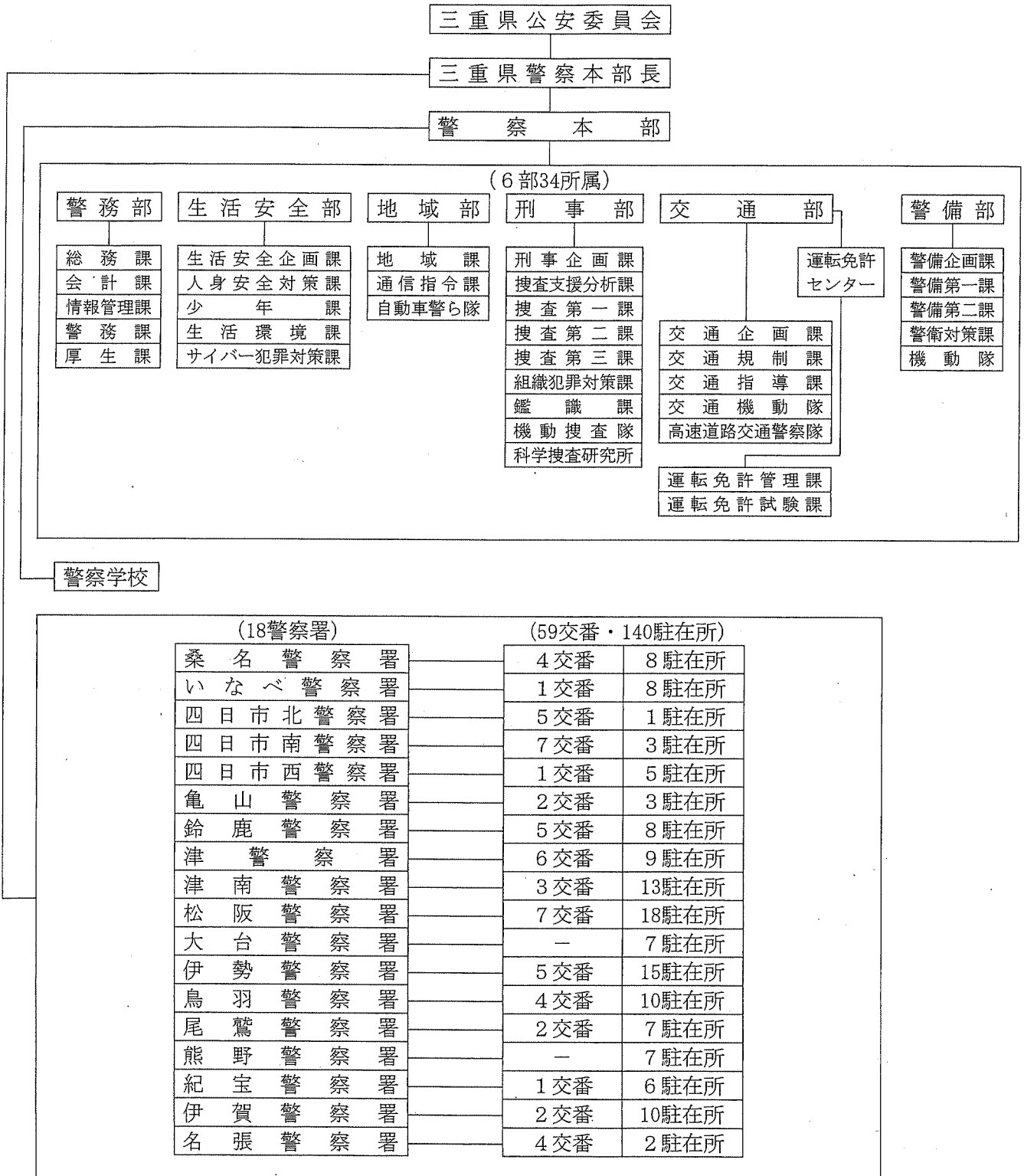
- 6 交通安全対策について
 - ・ **資料7** 交通安全対策 10頁

- 7 テロの未然防止対策と緊急事態対策について
 - ・ **資料8** テロの未然防止対策と緊急事態対策 13頁

令和3年5月
警察本部

三重県警察の組織

○ 組織図 (令和3年4月1日現在)



○ 条例定員 (令和3年4月1日現在)

警察官3,079人 警察官以外の職員404人

令和3年三重県警察運営の重点

三重県公安委員会・三重県警察

○ 基本方針

「県民と共に築く安全で安心な三重」の実現

～強く・正しく・温かく～

○ 重点

子供・女性を守る取組と犯罪抑止対策の推進

検挙の徹底に向けた的確な犯罪捜査の推進

交通死亡事故等抑止対策の推進

テロの未然防止に向けた対策と大規模災害等緊急事態に備えた対策の推進

サイバー空間の脅威に対処するための取組の推進

犯罪被害者等支援の推進

「令和3年度警察費当初予算」

1 みえ県民カビジョン・第三次行動計画施策別予算額

【単位：千円】

事業	細事業名	R3当初(A)	R2当初(B)	増減(A-B)
112	防災・減災対策を進める体制づくり	176,541	283,953	-107,412
	11202 災害対策活動体制の充実・強化	176,541	283,953	-107,412
141	犯罪に強いまちづくり	3,567,796	3,869,886	-302,090
	※2月 補正予算含み	(3,704,135)	(3,869,886)	(-165,751)
	14101 みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進	288,526	137,268	151,258
	※2月 補正予算含み	(424,865)	(137,268)	(287,597)
	14102 犯罪の徹底検挙のための活動強化	495,782	751,142	-255,360
	14103 県民の安全を守る活動基盤の整備	2,777,901	2,975,895	-197,994
	14104 犯罪被害者等支援の充実	5,587	5,581	6
142	交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり	3,623,508	3,025,038	598,470
	14201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた教育・啓発の推進	1,189,246	1,125,354	63,892
	14203 安全で快適な交通環境の整備	2,274,169	1,769,957	504,212
	14204 交通秩序の維持	160,093	129,727	30,366
行政運営7	公共事業推進の支援	1,254	1,317	-63
	40701 公共事業の適正な執行・管理	1,254	1,317	-63
その他		31,085,057	31,589,224	-504,167
	警察費	38,454,156	38,769,418	-315,262
	※2月 補正予算含み	(38,590,495)	(38,769,418)	(-178,923)

2 主要事業

(1) (一部新) 交通安全施設整備事業

予算額 1,485,163千円

[交通規制課]

摩耗した横断歩道、老朽化した信号制御機、その他の交通安全施設等の更新を進めます。信号機に視覚障がい者のスマートフォンを通じて音声案内をするシステムを整備します。

(2) 警察官駐在所等整備費

予算額 204,587千円

[会計課・地域課]

老朽化した駐在所7か所を建て替え、相談室を設置するなどします。朝日町に交番を新設するための工事に着手します。

(3) 警察署庁舎整備費

予算額 128,856千円

[会計課]

大台警察署の建替整備にかかる基本設計、及び地質調査を行います。老朽化が著しい尾鷲警察署を長寿命化するとともに、エレベーターの設置など施設機能の改善を図るリノベーションのための基本・実施設計を行います。

(4) 庁舎等施設整備費(科学捜査研究所整備事業)

予算額 3,560千円

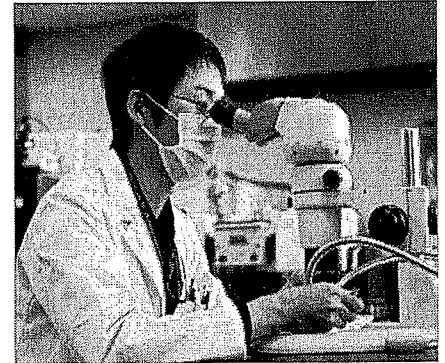
[会計課・刑事企画課]

緻密かつ効率的な鑑定を可能とし、捜査力を強化するため、科学捜査研究所の独立庁舎整備に向けた調査を行います。



①交通安全施設等

見えにくい横断歩道を塗り替えます(3,700本。前年比約3倍)。 停止線、止まれ文字等も塗り替えます(13,670個。前年比約11倍)。	約6億3,200万円
老朽化した信号制御機、信号柱等を更新します。 視覚障がい者のスマートフォンに信号情報を送るシステムを整備します。	約5億7,600万円
見えにくい路側標識や老朽化した大型標識を更新します。	約1億2,700万円
最近の交通流・量の変化に応じて既存の交通規制を見直します。	約1億5,000万円
	約14億8,500万円 (前年比約1.5倍)



②駐在所・交番

老朽化した7箇所の駐在所を建て替えます。

朝日町交番の新設工事に着手します。

約2億500万円

③警察署

大台署の建て替えの基本設計と地質調査を行います。

尾鷲署のリノベーションの基本設計と実施設計を行います。

約1億2,900万円

④科学捜査研究所

DNA型の鑑定やカメラ映像の解析等を行うための庁舎整備に向けた調査を行います。

約400万円

3 その他の主要事業

政策名、施策名及び事業の内容	担当課
<p>《政策名：防災・減災、国土強靱化》</p> <p>〈施策名：（112）防災・減災対策を進める体制づくり〉</p> <p>1 ヘリコプター運用・維持費 149,597千円 【（11202）災害対策活動体制の充実・強化】 （第9款 警察費 第1項 警察管理費 3 装備費） 「航空すずか」の経年に伴い、ローターのオーバーホール、必要な部品の交換等を行います。 また、操縦士として採用した職員に、県警ヘリ運航に必要な事業用操縦士多発タービン免許を取得させます。</p>	地域課
<p>《政策名：暮らしの安全を守る》</p> <p>〈施策名：（141）犯罪に強いまちづくり〉</p> <p>1 テロ等対策費 203,854千円 【（14101）みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進】 （第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費） 各種警備部隊の活動に必要な装備資機材を確保するなどして警備の万全を図ります。</p> <p>2 （一部新）生活安全警察費 9,251千円 【（14102）犯罪の徹底検挙のための活動強化】 （第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費） リモートによる防犯教室、交通安全教室に取り組むことで、感染症対策に配慮しながら、開催数・受講者数の向上を図ります。</p>	警衛対策課 生活安全 企画課

犯罪情勢（令和 2 年中）

○刑法犯認知件数は、前年に続き、戦後最少を更新しました。特に自転車盗を始めとする乗り物盗は 9 6 3 件減少しました。

○重要犯罪の検挙率は、高水準を維持しました。

○特殊詐欺は認知件数、被害総額ともに増加しました。被害総額は、表中にはありませんが、約 4 億 2, 8 2 0 万円に達し、前年より約 2 億 8, 5 9 0 万円増加しました。

○暴力団犯罪は検挙件数、検挙人員ともに減少しました。

○薬物事犯は検挙件数は微増、検挙人員は前年と同数でした。

○来日外国人犯罪は検挙件数、検挙人員ともに増加しました。人員は、ベトナム人が 3 8 人（2 3. 8 %）、ブラジル人が 3 6 人（2 2. 5 %）、中国人が 1 5 人（9. 4 %）、フィリピン人が 1 4 人（8. 8 %）の順に多く、これらで全体の 6 割を超えています。

	認知件数		検挙件数		検挙人員		検挙率	
		増減		増減		増減		増減
刑法犯	8,560件	-1,762	3,591件	-238	1,863人	-75	42.0%	+4.9
重要犯罪	71件	-6	71件	-2	70人	0	100%	+5.2
重要窃盗犯	1,015件	-253	609件	-315	82人	-22	60.0%	-12.9
特殊詐欺	122件	+30	100件	+58	27人	+6		
暴力団犯罪			280件	-34	119人	-17		
薬物事犯			195件	+4	115人	.0		
来日外国人犯罪			258件	+46	160人	+40		

※「重要犯罪」とは、殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買をいう。

※「重要窃盗犯」とは、窃盗犯のうち、侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすりをいう。

※「特殊詐欺」とは、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗をいう。（数値は暫定値）

※「薬物事犯」とは、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯、あへん事犯及び危険ドラッグ事犯をいう。

※「来日外国人」とは、我が国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人をいう。

○犯罪捜査において、DNA型鑑定、薬物鑑定、画像鑑定等の科学技術の活用を推進し、犯人の特定や犯罪の立証に不可欠な客観証拠の収集・鑑定を行っています。令和 3 年度は、最新の設備や機器を備えた科学捜査研究所の新庁舎の整備に向けた調査を行います。

犯罪対策

総合的な犯罪対策

【地域社会における子供の安全確保】

- 地域社会の犯罪防止には、警察や自治体の取組のほか住民や事業者、学校等の参画が不可欠です。犯罪情勢が深刻化していた平成15年頃から、県内各地域で防犯ボランティア団体が多く結成されるようになり、令和2年12月末現在で808団体が活動しています。警察では、こうした団体に対し、犯罪情報の提供、活動用物品の提供、活動に関する助言、合同パトロール等の支援をしています。働く現役世代の参加を促進するため、企業ぐるみで地域の防犯活動への参加協力を働きかけるなど、担い手の拡大に取り組んでいます。



子供・女性を守る取組

【ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等】

- 近年、相談件数は減少傾向にありましたが、昨年は前年と比べ若干増加しました。これら事案は、私的な人間関係の中で発生することが多く、被害の実態がつかみづらく潜在化しやすい一方で、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあるため、警察では被害者等の安全確保を最優先に、加害者の検挙、法令に基づく警告・命令等の措置を迅速的確に行っています。

【ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等の相談件数の推移】

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	前年比
ストーカー事案	317	355	353	305	212	226	14
配偶者暴力事案	676	704	742	672	653	689	36

【児童虐待、子供の性被害】

- 児童虐待

令和2年中の児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数は、過去最多となりました。児童虐待は、児童が自ら助けを求めにくい、被害を受けていること自体を認識できないなどの理由により、被害が潜在化・長期化し、深刻な被害に至る可能性が高いという特徴があります。このため、警察では、児童の安全確保を最優先とした措置を迅速的確に行っています。

【警察から児童相談所に通告した児童数の推移】

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	前年比
児童虐待事案(※)	98	92	272	599	570	721	151

※ 児童虐待事案の数値は、警察から児童相談所に通告した児童数（その疑いのある事案を含む。）

- 子供の性被害防止対策

子供の性被害につながるような不審者・声掛け事案への先制・予防活動、児童がSNSの利用をきっかけに性被害に巻き込まれないための非行防止教室や広報啓発活動を行っています。

サイバー犯罪対策

【サイバー犯罪の現状と対策】

○サイバー犯罪の現状

令和2年中のサイバー犯罪に関する相談受案件数は2,203件で、そのうちインターネットを使った詐欺や悪質商法に関する相談が半数近く（1,036件・約47%）を占めています。同年中、59件のサイバー犯罪を検挙しました。

○対策

サイバー犯罪は、被害者と犯人の間に面識がないことが多く、匿名性が高い上、関係先が国外に及んだり、犯行に高度な技術が用いられたりすることもあります。これに対し、警察では、サイバー犯罪に関する専門的な知識を有し、パソコンやスマートフォンの解析、通信記録の分析等を行うことができる捜査員を育成しているほか、捜査活動を通じた新たな犯行手口の解明、インターネット上での情報収集などにも取り組んでいます。

盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例

○制定の目的

特定自動車解体業及び中古自動車輸出業を営む者に係る届出制度を設ける等の措置を講ずることにより、盗難自動車の解体及び輸出を防止し、もって自動車の盗難の防止及び盗難被害の迅速な回復に資するとともに、地域の良好な生活環境を確保することを目的とするものです。

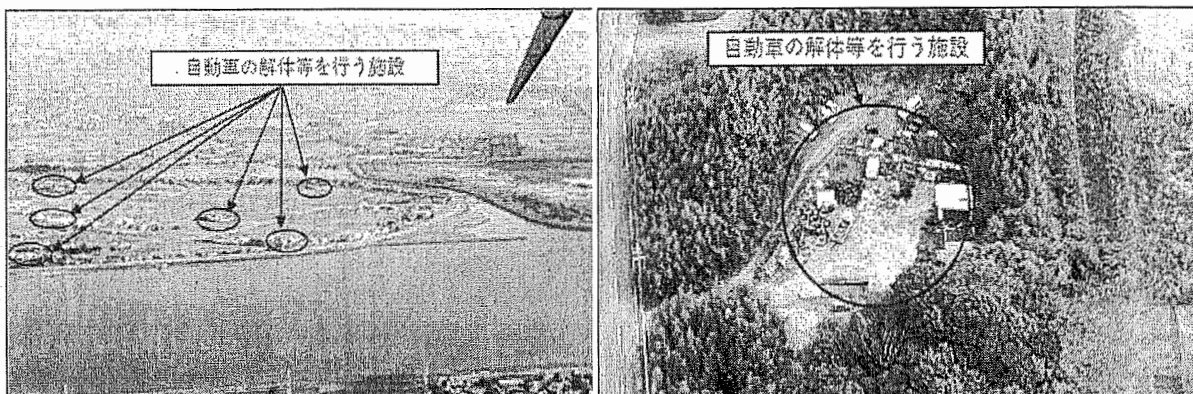
○主な規定

- ・ 事業開始前の公安委員会への届出
- ・ 自動車を引き取る際の引取相手等の確認
- ・ 事業所周辺における道路交通の安全確保、保管自動車等の倒壊や燃料油等の流出防止等
- ・ 盗難自動車の引取があった場合の土地、建物貸し付け者による契約解除
- ・ 条例に違反した場合の停止命令、罰則

○施行期日

一部を除き、令和3年10月1日から施行します。

※同年8月1日からは届出受理等、一部施行



交番・駐在所の活動

交番・駐在所では、パトロール等の街頭活動を始め、担当地域の家庭等を訪問し、意見・要望の聴取等を行う巡回連絡のほか、事件・事故に即応する活動を行い、地域住民の安全安心の確保に努めている。

1 交番・駐在所設置数

交番	駐在所
59	140
計 199	



2 交番・駐在所の活動

(1) 警戒活動

- ア 地域の犯罪情勢や地域住民のニーズに則したパトロール活動
- イ 登下校中の児童に対する見守り活動を始めとした駐留警戒



(2) 地域住民と連携した活動

- ア 地域住民の意見・要望の把握や必要な指導・連絡を行う巡回連絡
- イ 地域の治安問題等について協議する交番・駐在所連絡協議会の開催



(3) 事件・事故への即応

- ア 事件・事故発生時における迅速かつ的確な初動対応
- イ 被害届、遺失届・拾得届、相談等の各種届出の受理



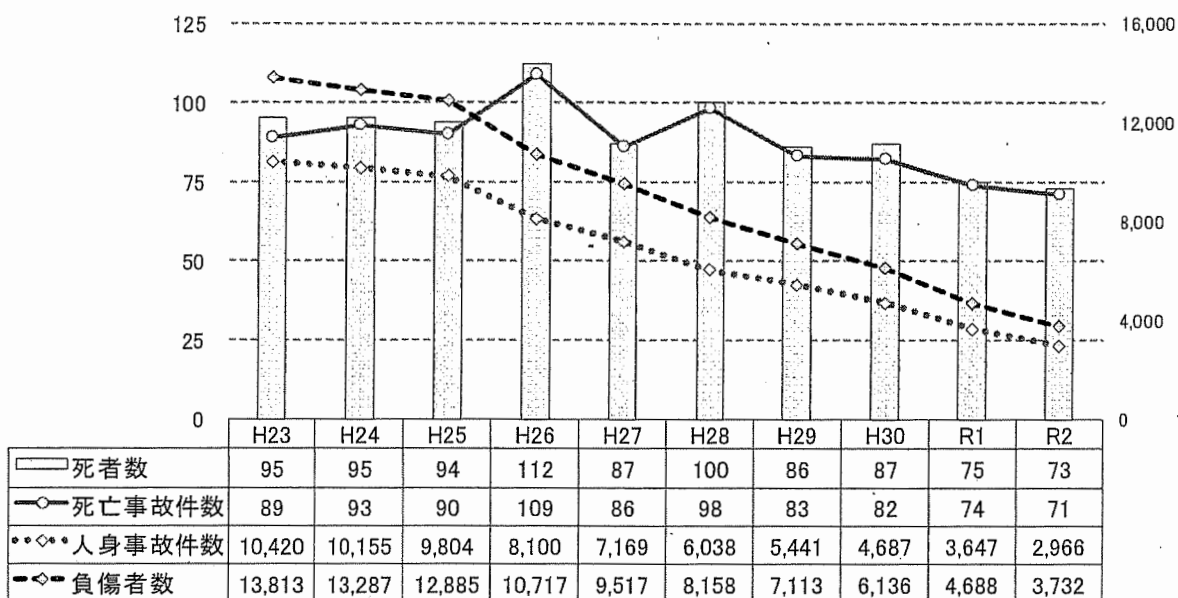
交通安全対策

【交通事故情勢（令和2年中）】

○令和2年中の交通事故死者数は73人で、前年と比べ2人減少し、統計を開始した昭和29年以降最少を更新しました。また、人身事故の発生件数は2,966件で、前年と比べ681件減少しました。

当県の交通事故情勢は、人身事故件数、死者数ともに長期的に見て減少傾向にあります。

〈交通事故の状況（平成23～令和2年）〉



○令和2年中の当県における死亡事故（71件73人）の内訳を見ると、前年と比べ、①人対車両の事故が増加、②自転車乗用中及び歩行中の死者が増加、③高齢者の死者は減少するも死者の半数以上を占めるという傾向が認められました。

本年においては、上記死亡事故の特徴を踏まえ、歩行者等保護対策や高齢者対策を重点とした交通事故防止対策を推進しています。

区 分		令和2年	前年比	備 考
類 型 別 (計71件中)	人対車両	25件	+4件	
	車両相互	25件	-5件	
	車両単独	21件	±0件	
	その他(列車)	0件	-2件	
当 事 者 別 (計73人中)	自動車乗車中	23人	-6人	うち高齢者11人
	二輪車乗車中	15人	-1人	うち高齢者1人
	自転車乗用中	9人	+3人	うち高齢者8人
	歩行中	26人	+2人	うち高齢者19人
	道路横断中 その他	17人 9人	+2人 ±0人	
年 齢 層 別 (計73人中)	19歳以下	2人	-1人	
	20歳～64歳	32人	+2人	
	65歳以上	39人	-3人	
	65～69歳	8人	+1人	
	70～74歳	7人	-1人	
	75歳以上	24人	-3人	

※ 高齢運転者（原付以上第1当事者）による死亡事故 20件（前年比-8件）

【横断歩行者の安全対策】

○横断歩道対策

横断歩道を渡ろうとする歩行者がいるとき、自動車は一時停止しなければなりません。警察では、横断歩行者妨害違反や速度違反を厳しく取り締まっています。ほか、交通ルールの周知と遵守を目的とした交通安全教育・広報啓発活動を進めます。

〈信号機のない横断歩道における一時停止率(平均)〉

区分	平成30年	令和元年	令和2年	増減
JAF調査	1.4%	3.4%	27.1%	+23.7%↑
県警独自調査	—	20.7%	36.3%	+15.6%↑



○歩行者支援システムの整備

視覚障がい者等が信号交差点を安全に横断できるよう、スマホにBluetoothで信号の色や方向等を送信し、音声案内を行う歩行者支援システムの整備を進めます（令和3年度38か所）。

○横断歩道の塗り替え

道路を横断する歩行者の安全を確保するため、横断歩道の塗り替えを推進します。前年度は1,988本を塗り替えましたが、令和3年度は3,700本の塗り替えを行います。

〈塗り替え前〉



〈塗り替え後〉



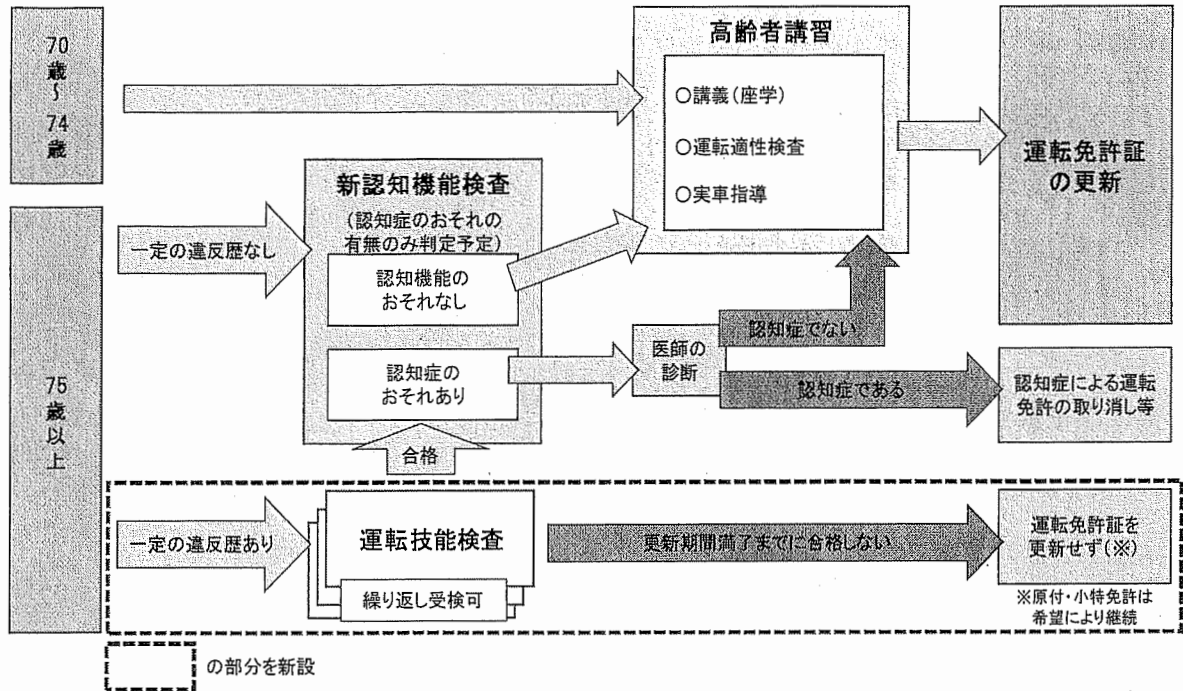
【高齢運転者の交通事故防止対策】

○制度改正の経緯

高齢運転者対策に関しては、これまで、下表のとおり段階的に道路交通法が改正され、当県警でも加齢に伴う身体機能や認知機能の低下を踏まえた対策を推進しています。

平成9年改正	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢運転者標識の導入（75歳以上）（平成9年10月30日から施行） ・運転免許証の自主返納制度の導入（平成10年4月1日から施行） ・高齢者講習制度の導入（75歳以上）（平成10年10月1日から施行）
平成13年改正	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢運転者標識の対象年齢の拡大（70歳以上） ・高齢者講習の対象年齢の拡大（70歳以上） ・運転経歴証明書制度の導入（平成14年6月1日から施行）
平成19年改正	<ul style="list-style-type: none"> ・認知機能検査制度の導入（75歳以上） ・臨時適性検査制度の導入（認知症のおそれがある（第1分類）と判定された者が一定の違反行為をした場合に受検）（平成21年6月1日から施行）
平成27年改正	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時認知機能検査制度の導入（75歳以上） ・臨時高齢者講習制度の導入（75歳以上） ・認知症に係る医師の診察を受けることを義務付ける者の範囲の拡大（認知症のおそれがある（第1分類）と判定された者は医師の診察が義務付け）（平成29年3月12日から施行）
令和2年改正	<ul style="list-style-type: none"> ・運転技能検査の導入（75歳以上で一定の要件に該当した場合は、免許更新時に運転技能検査を義務付け。一定の基準に達しない場合は免許更新不可） ・安全運転サポート車等限定免許の導入（令和4年6月までに施行）

〈令和2年改正：運転技能検査の導入（令和4年6月までに施行）〉



○運転免許の自主返納

運転免許証の自主返納制度の周知が進み、平成27年中は2,199件の返納があったものが、令和2年中は7,622件（うち75歳以上は5,129件）まで増加しました。

訪問による申請の受理、日曜窓口における申請の受理、代理人による申請の受理、交番・駐在所における申請の受理が行えます。

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
自主返納件数	2,199件	3,190件	6,489件	6,147件	8,419件	7,622件
：75歳以上	1,044件	1,782件	4,573件	4,822件	5,992件	5,129件

○県独自の高齢運転者対策

当県警独自の高齢運転者対策として、次のような施策を推進しています。

- ・1年間に3回以上の交通事故を起こした70歳以上の者を対象とする個別指導
- ・日本自動車販売協会等の機関・団体と協力した安全運転サポート車の普及啓発活動

テロの未然防止対策と緊急事態対策

テロの未然防止対策

【警戒警備】

三重県には、皇室にゆかりのある伊勢神宮が所在するほか、近年、県内では国際会議（伊勢志摩サミット）や国家的なスポーツイベント（全国高等学校総合体育大会）が開催され、大規模な警衛警備・警護警備を実施する機会が多くなっています。

本年開催される三重とこわか国体・三重とこわか大会に伴う大規模警備や東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、全国警察と連携して関連情報の収集や警戒警備を実施していきます。



【官民一体となったテロ対策】

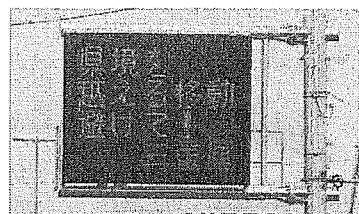
依然としてテロ等違法事案の脅威が継続する中、テロの未然防止には、警察以外の関係機関のほか民間事業者、地域住民等の協力が不可欠です。例えば、爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者とロールプレイング型の訓練を実施するとともに、不審な購入者に関する通報等の協力を依頼しています。



緊急事態対策

【新型コロナウイルス感染症への対応】

新型コロナウイルス感染症については、職員の感染防止を徹底して組織の機能を維持しつつ、混乱に乗じて発生が危惧される犯罪に関しては、防犯広報資料の活用やパトロールによる抑止を図るとともに、発生した犯罪については、所要の捜査を行っています。また、運転免許証の有効期間延長など警察関係行政手続の臨時措置、交通情報板・サインカーによる情報提供や警戒警備など県・市町からの各種要請への協力等の活動を県警察を挙げて推進しています。



【災害への備え】

警察では、今後発生が懸念される南海トラフ地震を始めとする大規模災害に的確に対処できるよう、非常参集訓練や災害警備本部設置訓練はもとより、関係機関と連携した実戦的な訓練等、災害対処能力向上のための取組を推進しています。

